

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月27日
【事業年度】	第66期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	テイ・エス テック株式会社
【英訳名】	TS TECH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上満夫
【本店の所在の場所】	埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
【電話番号】	048(462)1121(大代表)
【事務連絡者氏名】	C S R部広報課長 倉田真秀
【最寄りの連絡場所】	埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
【電話番号】	048(462)1121(大代表)
【事務連絡者氏名】	C S R部広報課長 倉田真秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月25日に提出いたしました第66期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

<訂正前>

当社の社外監査役には、綿谷廣康氏と花村武志氏の2名が選任されています。

綿谷廣康氏は、企業経営者としての豊富な経験を有しており、幅広い知識と高い見識が、当社の健全性の確保や監査体制の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

花村武志氏は、金融機関における長年の経験や他の会社の経営者としての幅広い知識と高い見識が、当社の健全性の確保や監査体制の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者であった経歴を有しておりますが、平成17年10月に同行を退社しております。なお、同行と当社との関係については、当社は複数の金融機関との取引を行っており、且つ、現在同行からの借入金はありません。

従って、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

選任にあたっては、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の制定はおこなっていないものの、会社法及び会社法施行規則の基準を満たすとともに、対象者の当社からの独立性や出身分野の実績と見識等を勘案し選任の判断をしています。

<訂正後>

当社の社外監査役には、綿谷廣康氏と花村武志氏の2名が選任されています。

綿谷廣康氏は、企業経営者としての豊富な経験を有しており、幅広い知識と高い見識が、当社の健全性の確保や監査体制の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

花村武志氏は、金融機関における長年の経験や他の会社の経営者としての幅広い知識と高い見識が、当社の健全性の確保や監査体制の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者であった経験を有しておりますが、平成17年10月に同行を退社しております。なお、同行と当社との関係については、当社は複数の金融機関との取引を行っており、且つ、現在同行からの借入金はありません。

従って、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

選任にあたっては、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の制定はおこなっていないものの、会社法及び会社法施行規則の基準を満たすとともに、対象者の当社からの独立性や出身分野の実績と見識等を勘案し選任の判断をしています。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社内監査役2名、社外監査役2名が、独立・公正な立場から取締役会をはじめとした経営に係る重要な会議への出席や業務執行に係る重要な文書の閲覧、代表取締役社長及び各取締役との定期的な意見交換を実施するなど、経営監視機能の客観性及び中立性が確保され、その機能が十分に果たせる体制を構築しているため、現状の体制としています。